

平成28年9月30日

各医療機関管理者 様  
(紙の報告書を提出する医療機関)

長崎県医療政策課長(公印省略)

「ながさき医療機関情報システム」の医療情報更新について

本県の保健医療行政の推進につきましては、かねてから種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療機関の管理者におかれましては、医療法第6条の3第1項及び第2項の規定(裏面参照)により、当該医療機関の情報について県へ報告していただくこととなっておりますが、県ではこの情報を県民等に提供するためホームページ「ながさき医療機関情報システム」で公表しております。

つきましては、県への医療機関情報の報告として、平成27年度の医療実績及び本年10月1日現在の情報について下記のとおり管轄保健所へ報告いただきますようお願いいたします。

記

(1) 提出期限：平成28年10月17日(月)まで

(2) 提出先：管轄保健所(報告書をご参照ください)

「変更なし」、「休止中(予定)」、「廃止(予定)」の場合も報告書のみ提出してください。(報告書のみの場合、管轄保健所へのFAX送信でも可)

(3) 同封文書

医療機関情報 報告書(ながさき医療機関情報システム)(必ず管轄保健所へ提出)

医療機関情報(詳細報告)(ながさき医療機関情報システム)

(変更内容を記載し管轄保健所へ提出)

「ながさき医療機関情報システム」パスワード交付申請書

「ながさき医療機関情報システム」の医療機関情報の報告に関する留意事項

(4) 前年度からの主な変更点

医療保険・公費負担の一部項目を厚生労働省の通知に対応し表示変更

標榜診療科目の配列を整理

電子メールアドレスについては公開可のもののみ登録(入力)可に変更

申し訳ありませんが、郵送料は各自でご負担をお願いします。

【取 扱】

医療政策課

医事・医療相談班 篠崎、志波原

電 話：095-895-2464

F A X：095-895-2573

MAIL：med\_info@pref.nagasaki.lg.jp

## 医療法（抜粋）

**第六条の二** 国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるように、当該医療提供施設の提供する医療について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

**第六条の三** 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3 病院等の管理者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

**第二十九条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

1 （略）

2 （略）

3 開設者が第六条の三第六項、第二十四条第一項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。